

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○財務
発行	振替	額最低	払込	発行	発行	用振等	の法律項及	發行	名稱及び	令第	國債の發行等に
行価	行単	額面	金額	方法	方法	法の適	の根柢	号記	及び	三十六年二月三日	告示第八
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠記	と	月十日	に
錢額	平	す額の振	五九三万	額い募の定以律社	特六利	利	月	第六十	り	月十日	関する
面成るの記替	成	るの記替	万百十円	面に集振の下へ平債	年別回付	付	十	条第	告	告	する
金二。	整	載法	円円二	金よ取替適一	法会	法会	一	示	示	一	号
額十	數又の	規	億	額る扱機用振	律計	庫	日	十一	す	日	省令
百六	倍は規	定	四	で發機関を受法	株式等の振替	債券	債券	十	行	行	。し
円年	の記定		千	三行関は受け法	十三年法律	大臣	大	一	一項	一項	昭和
に二月	金録に		九	に日本法	の振替	十	臣	三	の規	の規	五
につき	額はよ		百	による銀行	に法	十	大臣	号	利付	利付	七十
百日	に、る		九	の募銀行	第七十五号	年	生	法律	國債	國債	七年
二十六	よ最振		十二	千募集と	に	年	太	（	基づ	基づ	大藏
	る低替		万	百	としの規	四十	郎	）	の發行	の發行	、
	も額口		七	五	する。そ規	七十		）			
	の面座		千	十	扱	七					
	と金簿					十					

十 十
— —

利 率

(一) 年〇各・二パーセント
額に募集中取扱機関は、払込金の規定期限とする。期日金額に払い込み第十八号に規定する。各・二パーセント

(二)

十一

初期利子

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成三十年十二月二十日
平成二十六年二月十日